

耐震住宅改修に係る固定資産税減額について

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅について、建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合させるように改修工事（1 戸当たり工事費 50 万円を超えるものに限る。）を施工し、原則として改修後 3 ヶ月以内に申告された場合、当該家屋に係る固定資産税額を一定期間減額します。
※都市計画税は、減額対象となりません。

減額期間

改修工事が完了した年の翌年度から、工事完了時に応じた期間とします。

住宅耐震改修に係る固定資産税減額の対象期間

工事完了時期	減額期間
令和 8 年 3 月 31 日までに改修工事が完了した場合	翌年度の 1 年度
通行障害既存耐震不適格建物に該当する住宅で、令和 8 年 3 月 31 日までに改修工事が完了した場合	翌年度から 2 年度

適用範囲

減額の適用となる対象床面積は、120 平方メートルまでです。

住宅耐震改修に係る固定資産税減額の適用範囲

床面積	減額率
床面積が 120 平方メートル以下のもの	固定資産税額の 2 分の 1
床面積が 120 平方メートルを超えるもの	120 平方メートル分の固定資産税額の 2 分の 1

※平成 29 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に改修が行われ、長期優良住宅の認定を受けた場合、減額率は固定資産税額の 3 分の 2 となります。

申告方法

減額を受けようとする対象住宅をお持ちの方は、改修後 3 ヶ月以内に「耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書」に添付書類を添えて資産税課に提出ください。また、マンション・共同住宅の方は、代表者を選定していただき、代表者の方が申告してください。

添付書類

1. 改修に要した費用の内訳、契約内容がわかる書類
2. 耐震基準に適合していることが確認できる書類（次のいずれか）
 - ・住宅耐震改修証明書（成田市役所建築住宅課が発行）

- ・増改築等工事証明書（建築士・登録住宅性能評価機関・指定確認検査機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行）
 - ・住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関が発行。耐震改修後に交付を受け、耐震等級が1～3である事が確認できるものに限る）
- 3.当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類(耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のもので、平成25年4月1日前に耐震改修に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合)
- 4.平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間に改修が行われ、長期優良住宅の認定を受けた場合は認定通知書の写し

お問い合わせ

住宅耐震改修に係る固定資産税減額に関するお問い合わせ

書類の種類	お問い合わせ先
耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書	成田市役所資産税課家屋係 Tel0476-20-1514
住宅耐震改修証明書	成田市役所建築住宅課 Tel0476-20-1564

提出場所

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地

成田市役所2階 資産税課

受付時間

午前8時30分から午後5時15分

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

お問い合わせ

成田市役所資産税課 家屋係

電話: 0476-20-1514

FAX: 0476-24-2858